

地域における高等教育機会の確保のための取組に関する制度改正について

1. 制度改正の趣旨

今後、大学進学者数の大幅な減少が見込まれる中、高等教育機関の再編・統合や縮小、撤退を市場経済の選択に委ねるのみでは、個別の高等教育機関の経営判断のみをもって地域から学びの機会が縮減・消滅することとなり、地方に在住する高等教育進学希望者の教育機会の確保に多大な支障が生じるおそれがあるほか、地域の人材需給のバランスが崩れ、地域生活や産業基盤に大きな影響を与えるおそれがある。

このような状況の中、中央教育審議会答申「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～」(令和7年2月21日)では、地域にとって真に必要な一定の質が担保された高等教育へのアクセス確保を図る仕組みの構築や、更なる高等教育機関間の連携の取組の推進が提言されている。これを踏まえ、大学設置基準等の改正により、地域の高等教育へのアクセス確保に資する取組に関する特例を創設するとともに、その他告示の規定を整備し、地域の高等教育へのアクセス確保を図るための取組を促進するもの。

2. 制度改正の内容

①大学設置基準等の改正

- ・ 大学が高等教育の機会の確保に資する取組を行うため特に必要があると認められる場合であって、当該大学が、他の大学と連携して当該取組を行うことなどについて文部科学大臣の認定を受けたときは、下記の特例対象規定の全部又は一部によらないことができることとする。

<特例対象規定>

第8条第1項、別表第一イ(1)備考第1号・第2号(基幹教員)／第19条第1項(授業科目の自ら開設)／第22条(授業期間)／第28条、第29条第2項、第30条第4項、第32条第5項(単位互換・遠隔授業等の60単位上限)／第32条第6項(連携開設科目の30単位上限)／第37条、第37条の2(校地・校舎面積基準)／第42条の8(専門職学科における入学前の実践的能力の単位認定)

- ・ 上記認定を受けた大学は、認定を受けた事項を学則等に定め公表することとする。

②地域における高等教育の機会の確保に資する取組を行う大学の認定等に関する規程の整備

- ・ 大学設置基準等の改正規定に基づき、地域における高等教育の機会の確保に資する取組を行う大学の認定等に関する規程を整備するもの。具体的には以下のとおり。
- ・ 認定基準は次のとおりとする。
 - ✓ 自己点検評価・見直しの体制が十分整備されていること及び教育研究活動等の状況を積極的に公表していること。
 - ✓ 申請日の直近の認証評価において適合認定を受けていること。
 - ✓ 申請日5年以内に、法令等に違反したことがある、財務状況が健全でない、教育条件・管理運営が適性を欠く、といった欠格条項に該当しないこと。
 - ✓ 申請計画書において、地域における高等教育の機会の確保に資する教育の実施が必要であるとする

事情、他の大学と連携して行う教育の実施内容、学生に対する適切な配慮のための具体的な措置等が明らかにされていること。

- ✓ 申請計画書の内容が、大学等連携推進法人等と連携して行われること並びに協議会（③参照）等と連携して実施されると見込まれること。
- ✓ 資格養成課程については、分野所管省庁等が特例適用の必要性を認めていること。

- 認定を受けようとする大学は、申請書に申請計画書等を添付して文部科学大臣に申請するものとする。
- 文部科学大臣は、申請があった場合には、中央教育審議会大学分科会の審査を経て、認定するかどうかを決定し、速やかにその結果を通知するものとする。
- 上記のほか、公示、報告の徴収等、措置の要求、認定の取消し等について規定を整備する。

③地域における高等教育の機会の確保等に関し必要な協議を行うための協議会に関する規程の整備

- 大学設置基準等の改正規定に基づき、地域における高等教育の機会の確保等に関し必要な協議を行うための協議会に関する規程を整備するもの。具体的には以下のとおり。
- 大学等、地方公共団体、産業界等地域の関係者は、地域における高等教育の機会の確保等に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができることとする。
- 地域に所在する相当数の大学等、地方公共団体、産業界等地域の関係者の参加や関係者間の円滑な情報共有を図る措置を講じた協議会については、文部科学大臣に届け出ることができることとする。
- 上記のほか、届出を行った協議会は、国に対し必要な情報提供等協力を求めることができることや、協議会において協議が調った事項については、その結果を尊重することについて規定する。

④大学等連携推進法人の認定等に関する規程の改正

- 大学等連携推進法人の大学等連携推進業務を整理（事務の共同運営や産学官連携推進事務の追加）するとともに、社員に地方公共団体や民間事業者を含めうることを明確化する。

3. 施行期日

令和8年1月1日（予定）

○大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の改正イメージ

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章～第十四章 「略」</p> <p>第十五章 地域における高等教育の機会の確保に資する取組に関する特例（第五十八条）</p> <p>第十六章 雑則（第五十九条―第六十二条）</p> <p>附則</p> <p>第十五章 地域における高等教育の機会の確保に資する取組に関する特例</p> <p>第五十八条 この省令に定める教育研究実施組織等、教育課程又は施設及び設備等に関する事項に関し、地域における高等教育の状況に照らし、当該地域における高等教育の機会の確保等に関し必要な協議を行うための協議会として文部科学大臣が別に定めるものうち届出のあつたものその他大学が所在する地域の関係者の意見を勘案し、当該地域における高等教育の機会の確保に資する取組を行うため特に必要があると認められる場合であつて、大学が、他の大学、専門職大学又は短期大学と連携して当該地域における高等教育の機会の確保に資する取組を行うとともに、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制の整備、教育研究活動等の状況の積極的な公表並びに学生の教育上適切な配慮を行う大学であること、文部科学大臣の認定を受けたときには、文部科学大臣が別に定めるところにより、第八条第一項、第十九条第一項、第二十二條</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第十四章 「同上」</p> <p>第十五章 雑則（第五十八条―第六十一条）</p> <p>附則</p> <p>「章を加える」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。	<p>、第二十八条、第二十九条第二項、第三十条第四項、第三十二条第五項若しくは第六項、第三十七条、第三十七条の二、第四十二条の八又は別表第一のイの(1)の備考第一号若しくは第二号の規定（次項において「特例対象規定」という。）の全部又は一部によらないことができる。</p> <p>2 地域高等教育機会確保特例認定大学（前項の規定により認定を受けた大学をいう。）は、特例対象規定の全部又は一部によらない教育を行うための教育研究実施組織等、教育課程又は施設及び設備等に関する事項を学則等に定め、公表するものとする。</p> <p>第十六章 雑則</p> <p>第五十九条～第六十二条 「略」</p>	<p>第十五章 雑則</p> <p>第五十八条～第六十一条 「同上」</p>
--------------------	---	--

○地域における高等教育の機会の確保に資する取組を行う大学の認定等に関する規程の整備イメージ
(認定の基準)

第一条 地域高等教育機会確保特例認定大学等（大学設置基準第五十八条第二項に規定する地域高等教育機会確保特例認定大学、専門職大学設置基準第七十七条第二項に規定する地域高等教育機会確保特例認定短期大学及び専門職短期大学設置基準第五十一条第二項に規定する地域高等教育機会確保特例認定短期大学及び専門職短期大学設置基準第七十四条第二項に規定する地域高等教育機会確保特例認定専門職短期大学をいう。以下同じ。）の認定基準は、次のとおりとする。

一 地域高等教育機会確保特例認定大学等としての認定（以下「認定」という。）を受けようとする大学（専門職大学、短期大学及び専門職短期大学を含む。以下同じ。）が、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制が十分整備されていること並びに教育研究活動等の状況を積極的に公表していること。

二 認定を受けようとする大学が、次条の申請の日の直近の認証評価（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十九条第三項の規定により受けるものを除く。第九条第二項第八号において同じ。）において適合認定を受けていること。

三 認定を受けようとする大学が、次条の申請の日前五年以内において次のいずれにも該当しないこと。

- イ 法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分、寄附行為又は定款に違反したこと。
- ロ 財政状況が健全でなくなったこと。
- ハ イ及びロに掲げるもののほか、教育条件又は管理運営が適正を欠くに至ったこと。
- 四 次に掲げる事項が、次条の申請計画書において明らかにされていること。
 - イ 申請目的
 - ロ 地域における高等教育の機会の確保に資する取組として特例対象規定の全部又は一部によらない教育（以下「地域高等教育機会確保に資する教育」という。）を行う学部、学科、課程又は学部以外の基本組織（以下「学部等」という。）（当該学部等が、国の基準に従い指定等される資格養成施設の課程である場合においては、当該基準を所管する国の機関と協議し、当該国の機関が地域高等教育機会確保に資する教育の実施が必要であると認めた課程に限る。）
 - ハ 地域高等教育機会確保に資する教育の実施が、当該地域における高等教育の機会を確保するために特に必要であるとする事情
 - ニ 地域高等教育機会確保に資する教育において、その全部又は一部によらないこととする特例対象規定
 - ホ 他の大学と連携して行う地域高等教育機会確保に資する教育の実施内容
 - ヘ 学生に対する適切な配慮のための具体的な措置

ト 実施予定期間

五 前号の申請計画書の内容が、大学等連携推進法人が組織されている場合においては当該法人と連携して行われること、大学等連携推進法人が組織されていない場合においてはこれに類する組織を整備して行われること並びに協議会（大学設置基準第五十八条第一項、専門職大学設置基準第七十七条第一項、短期大学設置基準第五十一条第一項及び専門職短期大学設置基準第七十四条第一項に規定する協議会をいう。）の構成員その他の地域の関係者と確実に連携して実施されることが見込まれること。

（認定の申請）

第二条 認定を受けようとする大学の学長は、申請書に申請計画書その他別に定める書類を添えて、文部科学大臣に申請するものとする。

（認定の手続等）

第三条 文部科学大臣は、前条の申請があつた場合には、当該申請に係る認定をするかどうかを決定し、当該申請をした大学の学長に対し、速やかにその結果を通知するものとする。

2 文部科学大臣は、中央教育審議会大学分科会の審査を経て、認定を行うものとする。第五項の規定により認定期間を延長するとき及び第五条第一項の規定により地域高等教育機会確保特例認定大学等が前条の申請計画書に記載した事項（第一条第四号ロ及びニに掲げるものに限る。第五条第一

項において同じ。)を変更しようとするときも同様とする。

3 文部科学大臣は、認定を行う場合においては、前条の申請計画書により大学が申請する実施予定期間を踏まえ、その認定期間を定めるものとする。

4 文部科学大臣は、地域高等教育機会確保に資する教育の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。

5 文部科学大臣は、地域高等教育機会確保特例認定大学等が認定期間の延長を申請した場合において、特に必要があると認めるときは、当該認定期間を延長することができる。

(公示)

第四条 文部科学大臣は、認定をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示するものとする。前条第五項の規定による認定期間の延長を認めるとき、次条第二項の規定による変更の届出があったとき並びに第九条第一項又は第二項の規定により認定を取り消したときも同様とする。

2 前項の規定による公示は、地域高等教育機会確保特例認定大学等に係る第二条の申請計画書を踏まえ、地域高等教育機会確保に資する教育の実施内容、当該地域高等教育機会確保に資する教育を行う学部等及びその全部又は一部によらないこととされた特例対象規定その他別に定める事項を付して行うものとする。

(申請計画書の内容変更)

第五条 地域高等教育機会確保特例認定大学等は、第二条の申請計画書に記載した事項を変更しようとするときは、文部科学大臣の認定を受けなければならない。

2 地域高等教育機会確保特例認定大学等は、第二条の申請計画書に記載した事項（第一条第四号ロ及びニに掲げるものを除く。）を変更する場合には、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。ただし、別に定める軽微な事項については、この限りでない。

(実施状況報告書等)

第六条 地域高等教育機会確保特例認定大学等は、毎計画年度（認定期間をその開始の日から一年ごとに区分した各期間（最後に一年未満の期間を生じたときは、その一年未満の期間）をいう。）、実施状況報告書を作成し、当該計画年度終了後三月以内に、文部科学大臣に提出しなければならない。

2 地域高等教育機会確保特例認定大学等は、インターネットの利用により別に定める書類を公表している場合には、当該書類を公表しているウェブサイトのアドレスを記載した書類の提出をもって前項の規定による実施状況報告書の提出に代えることができる。

(報告の徴収等)

第七条 文部科学大臣は、地域高等教育機会確保特例認定大学等が行う地域高等教育機会確保に資す

る教育の実施状況を確認するため必要があるときは、当該地域高等教育機会確保特例認定大学等に対し、当該地域高等教育機会確保に資する教育の実施状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は調査を行うことができる。

(措置の要求)

第八条 文部科学大臣は、地域高等教育機会確保特例認定大学等が行う地域高等教育機会確保に資する教育の適正な実施のため必要があると認めるときは、当該地域高等教育機会確保特例認定大学等に対し、当該地域高等教育機会確保に資する教育の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

(認定の取消し)

第九条 文部科学大臣は、地域高等教育機会確保特例認定大学等から認定の取消しの申請があったときは、当該認定を取り消さなければならない。

2 文部科学大臣は、地域高等教育機会確保特例認定大学等が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該地域高等教育機会確保特例認定大学等の認定を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。
- 二 地域高等教育機会確保に資する教育の円滑かつ確実な実施が現になされていないことが明らかであるとき又は見込まれなくなったとき。

三 第五条第一項の規定により認定を受けなければならない事項を同項の認定を受けずに変更したとき。

四 第五条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

五 第七条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき又は同条の調査に応じなかつたとき。

六 前条の規定による措置をとらなかつたとき。

七 前各号のほか、法令の規定、法令に基づく所轄庁の処分、寄附行為又は定款に違反したとき。

八 認定された後に行われた認証評価において適合認定を受けられなかつたとき。

3 文部科学大臣は、前項の規定により認定を取り消すに当たっては、中央教育審議会大学分科会の審査を経て、行うものとする。

(認定期間に係る特例)

第十条 地域高等教育機会確保特例認定大学等が認定を受けた日から当該地域高等教育機会確保特例認定大学等に係る認定期間の末日までの間に入学し、第一条第四号口の学部等における地域高等教育機会確保に資する教育を受けている学生が在籍している間は、当該認定に係る地域高等教育機会確保に資する教育を継続することができる。

2 前条第一項及び第二項の規定により認定を取り消された場合についても、前項と同様とする。

○地域における高等教育の機会の確保等に関し必要な協議を行うための協議会に関する規程の整備イメージ

1 大学その他の高等教育機関（以下「大学等」という。）、地方公共団体、産業界その他の地域の関係者は、共同して、将来の当該地域における高等教育の機会の確保等に関する構想、当該地域における大学等間の連携、地域の振興に資する見地から大学等が当該地域の関係者と連携して行う教育活動その他の事項に関し必要な協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、文部科学大臣に対し、次に掲げる全ての措置を講じた旨を届け出ることができる。

一 協議会が定める地域に所在する大学等、地方公共団体、産業界その他の当該地域の関係者が相当数参加するために必要な措置

二 前号の関係者間の円滑な情報の共有を図るために必要な措置

3 前項の規定による届出を行った協議会は、当該協議会の運営に関し、必要に応じ、国に必要な情報の提供その他の協力を求めることができる。

4 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重するものとする。

5 前項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

○大学等連携推進法人の認定等に関する規程（令和三年文部科学省告示第十七号）の改正イメージ

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第二条</p> <p>一 「略」</p> <p>二 大学等連携推進業務 次に掲げる業務をいう。</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ 二以上の大学の間の教育研究活動等に必要な事務（イに規定するものを除く。）の共同運営（第五条第二項において「事務の共同運営」という。）</p> <p>ハ・ニ 「略」</p> <p>ホ 二以上の大学及び地方公共団体、産業界その他の地域の関係者と連携して行う地域振興の取組に関する事務（第五条第二項において「産学官連携推進事務」という。）</p> <p>三〇六 「略」</p> <p>(認定の基準)</p> <p>第三条 大学等連携推進法人の認定の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 二以上の設置者を社員とする一般社団法人であること。</p> <p>。この場合において、その社員には、地方公共団体、民間事業者その他の設置者以外のものを含めることを妨げない。</p> <p>二〇十三 「略」</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 大学等連携推進業務 次に掲げる業務をいう。</p> <p>イ 「同上」</p> <p>「号の細分を加える。」</p> <p>ロ・ハ 「同上」</p> <p>「号の細分を加える。」</p> <p>三〇六 「同上」</p> <p>(認定の基準)</p> <p>第三条 大学等連携推進法人の認定の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 二以上の設置者を社員とする一般社団法人であること。</p> <p>。この場合において、その社員には、設置者以外のものを含めることを妨げない。</p> <p>二〇十三 「同上」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。	<p>(公示)</p> <p>第五条 「略」</p> <p>2 前項の規定による公示は、当該大学等連携推進法人が行う大学等連携推進業務について、連携開設科目、共同教育課程、事務の共同運営、産学官連携推進事務又はその他の別を付して行うものとする。</p>
	<p>(公示)</p> <p>第五条 「同上」</p> <p>2 前項の規定による公示は、当該大学等連携推進法人が行う大学等連携推進業務について、連携開設科目、共同教育課程又はその他の別を付して行うものとする。</p>

1. これまでの経緯と今後の進め方

- 「知の総和答申」を踏まえ、各地域の高等教育機関を中心とした「知の総和」向上に向けた取組を推進するための環境整備が必要。地方創生や地域の産業人材育成に関する政府方針においても地域の高等教育機関への期待は大きい。
- 「学」の代表格である大学等が積極的に関わり、各地域の地方創生や地域の産業人材育成の取組をリードすることができるよう、その取組基盤としての高等教育機関間・地域の産学官金等間の連携強化の取組が不可欠。
- 各地域において真に必要な一定の質が担保された高等教育の機会が享受できるよう、各地域の進学者や地域産業等就業先のニーズを十分考慮した高等教育へのアクセス確保策に関し、関係者間の認識の共有・緊密な連携を図るための「地域構想推進プラットフォーム」の整備など各地域における地域アクセス確保の取組の促進が重要。
- 毎年度、中教審の議論や政府全体の政策動向、各地域のデータや取組状況等を踏まえ、2040年を見据えた取組の方向性や次年度を中心に短期的に実施する具体的な取組を議論し、毎年度の地域大学振興プランを改善予定。

2. 第3回会議までの意見・議論からの示唆

有識者会議委員と、学生を含む特別委員や、地域アクセス確保や都市・地方交流のテーマに応じ学生・卒業生を含む大学・短大関係者と意見交換を実施した結果、第3回会議までに得られた主な示唆は次のとおり。

①地方創生のための地域の産学官金等の連携促進

- 地域の産業人材育成など地域課題を起点とした取組が地域の産学官金等の意思疎通をより深められることや、地域の産学官金等の相互理解を深められる人材が地域の産学官金等をより強固に結び付けられる可能性
- 大学と地域産業界の強い結びつきが地域の産業発展・人材高度化に寄与する可能性

②地域アクセス確保を図るための大学間・地域関係者間の連携促進

- 設置者を超えた大学間連携や行政・専門職団体等との連携が地域アクセス確保を図るために必要不可欠となる可能性

③継続的な地域大学振興の取組のための人材・財源等

- 創造的な人材等のマッチング、多様な財源のマネジメントが継続的な取組につながる可能性

④地域での学生等の充実した学びの機会の確保やそれを支える大学・教員への評価

- 地域での高校・大学での充実した学びの経験が進学・就職先選択に影響を与えている可能性
- 各地域の大学・教員に対する評価の工夫がさらなる地域志向の取組発展につながる可能性

令和8年度地域大学振興プラン(仮称)の策定に向けた議論の整理 (概要)

3. 今後10年程度を見通した取組の方向性

- 地域の高校教育改革やリカレント教育等の取組との連携も含め、実効性が担保された地域アクセス確保・人材育成等の在り方や取組の議論・推進の場(地域構想推進プラットフォーム)の構築、地域アクセス確保に資する共同での教育研究・組織運営の取組や地方創生に資する産学官金等連携の取組(例:地域研究教育連携推進機構)の促進
- 各地域における学生の教育機会の確保・充実に資する、複数大学が教育資源を共有しながら、より魅力的な人材育成に共同で取り組みやすい環境実現
- 学生の専門性向上や将来の進路選択に資する幅広い経験や多様な価値観に触れられる、地域内・都市地方間の多様な交流の促進、当該交流促進のための各地域の高等教育の場の充実
- 各地域の議論や取組の進捗に応じたコーディネーター等の人材の配置・育成、持続可能な取組に資する多様な財源確保の取組、各地域の取組事例・ノウハウ等の共有促進

4. すみやかに取り組むべき事項

ア. 地域構想推進プラットフォームの構築

- 各地域の地域アクセス確保・人材育成等の状況を踏まえ、国と連携した多様なモデルを展開
※産官学金労言等地域の多様な関係者の関わり・情報共有、多様な財源マネジメント等が可能な連携基盤の構築促進
- 各地域の生活・産業基盤を踏まえた各大学等が果たす役割の認識共有、高校等や地域産業界等と連携した一体的な取組(※)の推進
※高大連携(地域の高校改革と連動した大学改革等)、地域でのPBL、インターンシップ・就職・リカレントなどの取組を想定
- 円滑なプラットフォーム運営のために必要なコーディネーター等の配置・育成、情報交換やノウハウ共有、研修機会の確保等の取組実施

イ. 大学間連携による地域アクセス確保の取組への支援

- 大学間連携による、地域における高等教育機会の確保のための取組に関する大学設置基準等の特例規定の整備
※必要な範囲で、授業科目の自ら開設要件やオンライン等科目の上限単位数の緩和、外部基幹教員要件の柔軟化等を個別に認定

ウ. 都市部大学と地方の大学や地方公共団体間の連携促進

- 地方の大学・地方公共団体との連携推進体制整備、教育プログラム構築等の促進

エ. 大学等連携推進法人制度の普及、発展的な活用(地域研究教育連携推進機構)の促進

- ア～ウの取組と連動し、制度の普及、発展的な活用促進

⇒今年度の有識者会議において上記の取組促進策等について引き続き議論を行い、令和8年度の取組につなげる予定 16

地域大学振興に関する有識者会議

1. 趣旨

「我が国の「知の総和」向上の未来像 ～高等教育システムの再構築～」(令和7年2月21日中央教育審議会答申)の提言等を踏まえ、地理的観点からの高等教育へのアクセス確保や地方創生など地域大学振興の在り方について総合的に議論するために設置。

2. 協議事項

- (1) 地域大学振興に関する基本的な考え方
- (2) 地域大学振興に関する重点施策
- (3) 地域大学振興に関する関係施策との連携等
- (4) 各地域における地域大学振興の取組に対する支援等

3. 構成員

【委員】(◎:座長)

縣 修	静岡県企画部参事(総合教育担当)
◎大森 昭生	共愛学園前橋国際大学・短期大学部学長
田中 マキ子	山口県立大学学長
中村 和彦	山梨大学学長
廣瀬 克哉	法政大学教授
藤岡 健	神戸市企画調整局局長 (一社)大学都市神戸産官学プラットフォーム事務局長
山内 清行	日本商工会議所企画調査部長

【オブザーバー】

総務省、経済産業省
議題に応じ、内閣官房(新しい地方経済・生活環境創生本部事務局、
新しい資本主義実現本部事務局)、金融庁、厚生労働省、
国土交通省、こども家庭庁などに参画いただく予定

【特別委員】

小林 浩	※座長の求め(議題等)に応じ、会議に参画いただく委員 リクルート進学総研所長・カレッジマネジメント編集長
高市 邦仁	三井住友フィナンシャルグループ社会的価値創造推進部長
富田 珠代	日本労働組合総連合会総合政策推進局長
長谷川 知子	日本経済団体連合会常務理事
松村 暢彦	愛媛大学社会共創学部学長・地域協働センター南予センター長
高橋 壱	洲本市企画情報部企画課
藤田 美沙子	洲本市地域おこし協力隊
齋藤 舞奈	共愛学園前橋国際大学国際社会学部4年
堀越 丈稀	共愛学園前橋国際大学国際社会学部4年
雨宮 綾南	山梨大学生命環境学部3年
小林 寛明	山梨大学工学部4年
熊谷 智	愛媛大学農学研究科2年
近藤 美咲	愛媛大学社会共創学部4年

4. 今後の予定等

- ・8月までに3回の会議を開催し、関係各所からのヒアリングや「知の総和」答申を踏まえ、速やかに実施すべき取組について検討。
- ・また第3回会議においては、これまでの議論を踏まえ、国において短期的に実施すべき取組等をまとめた「令和8年度地域大学振興プラン(仮称)」の策定に向けた、議論の整理を実施。
- ・今後も有識者会議において、上記の取組促進策等について継続して議論を進め、令和8年度の取組につなげる予定。
(次回開催は10月22日の予定)